

大学にとって、FDを組織的に活動しているか、否かの次元ではない段階にある。理由として、文科省は「FD」を重視する姿勢を明確に打ち出しているという事実である。大学設置基準第二五条の二では「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない」（平一・文令四〇・追加）と努力義務と明文化されているが、大学院設置基準ではFDは〇七年度から「義務化」へと格上げされたのである。よって、学士課程教育（学部課程）も〇八年度から義務化になる可能性はかなり高いとみるべきである。確かに「義務化」という省令に対しては、批判的な論評が圧倒するで

あろうが、大学人としては大学教育の質の担保のために積極的にFD活動の必要性を再認識すると共に、新しい段階（大衆化時代の大学教育）への展開を模索することが肝要である。

この拙稿では、大学人はFDをいかように理解し、かつ展開していくべきか考えてみたい。まずは、大学人として確認しておくべき大事なことは、大綱化以降、前向きに意識改革を図ってきた努力と実績は評価しつつも、更なる展開を模索しつつ義務化への対応として戦略的な展開（自主的な創意）を再構築することである。その戦略的な展開内容を可能な限り整理し再定義を試みたい。

新しいFD段階構築への提言

活動内容の整理と再定義を中心に

武村 秀雄

（桜美林大学大学院国際学研究所
大学アドミニストレーション専攻主任教授）

大綱化以降の変革気運高揚とFD活動の開始

先ずは九一年の大綱化以降、多くの大学は自主的な改革気運が高まり、教員の意識変化も紆余曲折を経て組織的な研修・研究を通して確実に変化してきたことは確認しておきたい。各大学にとっての最たる障壁は、大学教員は伝統的に研究思考が根強く、大学教育観も学問の場であり、講義とは研究者としての学問研究の成果を提示する場だという意識であった。つまり専門性最重要視の授業展開からの脱却はかなりの苦痛を伴うものであったことは否定できない。当然ながら、授業内容はともかく教授法に関する研修・研究会など軽視されてきた。

この一〇年、学生からの授業評価を受けるシステム構築にいたっては、ほとんどの教員にとっては晴天の霹靂といっても過言ではない。しかしながら、多くの大学が学生による授業評価を導入できたのは、授業内容の「自由化」の裏返しとして、「大学の自己点検・評価」実施の奨励に負うところが大きい。やはり、大衆化ステージならではの意識変化であろう。この展開の速さも評価すべきである。とは自画自賛しても、行政側から見れば遅々として進まずという評価、もちろん内容的に、であったことは推測できる。

であるとの定義づけが定着してしまった状況である。確かに、大学審議会の答申と比較すると大学設置基準のFD定義は「教育内容の改善のための組織的な研修等」と極めて狭い範疇になっている。当然ながら、組織的な取組としては、やはり高等教育機関として授業評価は教員職として授業内の内容及び方法は最も関心のあることから、学生の授業評価から始める方法を選択したことは理解できる。そこで、次項では現状の大学教育とFD内容の展開と矛盾を整理する。

大衆化ステージ大学教育とFD内容の展開と矛盾

行政側からの強い意向もあることから、FDは大学教員の間にしつかりと根をおろしつつある。学生による授業評価も試行錯誤の結果、教員の理解を得ることができつつある。その主たる要因は組織的に実施したのもちろんだが、結果を教員全てにフィードバック（個々ベースであるが）したことである。それ以上に、大衆化時代の大学教育に対する危機的状況への認識に立つ教員が増えてきた証拠でもある。もちろん、現時点でも多くの大学教員は研究者であるとの認識に立ってこの評価を冷やかに傍観しているこ

次に、大学審議会（九八年答申）から教育内容・方法の開発を促すFD活動を「努力目標」とすべきであると提言がなされた。この答申以前から多くの大学教員は何らかの形で研修の機会を設けており、徐々にFDが認知されつつあったのである。これ以後、ほとんどの大学は旧来の大学文化（学問・研究の場）が根強い中で、研修への認識及び内容はともかくとして、活動の輪は拡大していることは確認できている。因みに、現時点では全大学の約七〇％近い教員組織が何らかの方法でFDを実施しているとの報告もある。

学生による授業評価については、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的とし、個々の教員（組織的ではない）が授業展開の改善及び工夫等に積極的に取り組んできたことは高く評価すべきである。この授業評価への取組は、大学内で事務員職からの全学規模のシステムの構築と管理・運営及びその処理等の全面的なバックアップがあったからこそ確立できたのである。開始当初、学生による授業評価に対して教員からの疑問や批判は激しいものであったが、シラバス作成等を通して評価の重要さが徐々に受け入れられ始めている。

ここで大きな過ちを指摘しておきたい。授業評価がFDとも否定できないが、多くの教員は近年、最高学府の機関というよりも大学も学校であり、その機関の教員職であるとの自己認識の変化が功を奏しているのか、授業とのバランスは結構取れているようである。

この変化を朗報であると認めつつ、多少なりとも批判的な立場で苦言を呈するならば、多くの大学内のFD活動は「教員の授業内容や教育方法等の改善・向上を目的とした組織的な取組」と解釈・実践していると言わざるを得ない。確かに、米国のFD活動内容（六〇年代の大学拡大大黄金期の教師への認識と授業改善意識の改革、更に大学院制度のもとで教育と研究の統合が行われている）をそのまま日本の学士課程教育（学部教育）に当てはめることは難しいことは承知している。

現状では、大学の事情にあわせて、学生による授業評価を実施し、年度に一度程度学内外から講師を招いて講演会あるいは研修会を開催して済みます場合も多々あると聞き及んでいる。つまり、授業評価を実施してもFD活動として、評価結果を分析し、授業方法、ましてや教育技法等について組織的に言及はしていない。やはり、講演会（研修会と称する）のほうで教員組織としてはより現実的であり、努力義務化への対応策として理解が得やすいと断定せざるを

得ない。つまり、形式化、形骸化現象が起きているのである。最近まで「自己点検報告書作成のための自己点検」と揶揄され、結局は第三者評価の義務化へとつながったように、FDも政官財から「義務化」への要望が高まりつつあることから、大学設置基準省令化は時間の問題である。

結果として、各大学は教育理念（建学理念・精神）、ミッション及び学部・学科等の教育目標に基づき、大学の授業に関するFDは最優先の課題と位置づけられるだろう。当然ながら、「義務化」となると、今までのように講演会だけというわけにはいかなくなる、大学設置基準二五条は拡大解釈されることは必然であり、かつ大学内で問題視され、教職員間で議論紛糾することは明々白々である。この拙稿ではこの問題（法的義務）に踏み込むことは紙面の制約上無理がある。

今までどおり授業評価中心という狭い範囲限定のFD展開を持続すれば、教員にとっては少子化、大衆化（学生の質の低下と多様化）、教員任期制及びテニユア獲得等の現実的な状況が重くのしかかっている現状では「厳しい勤務評定」につながるかと理解されてもしかたがない。次項では、大学審の答申を整理することで、解釈の手助けとしたい。

九八年大学審議会からFDに関する答申

大学課程教育では教員は教育者として授業や教授法等を中心におくFD活動は容認できる。しかしながら、九八年の大学審議会答申では「教員の教育内容・方法の改善」のため以下のように提言している。要約して提示する。

* 大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。

* 組織的な研究・研修の実施

・カリキュラム編成、履修や単位認定の取り扱い等の制度的な改革も重要であるが、自己の教授能力の向上のために不断の努力を重ね、学生の学習意欲を喚起するような授業を展開していくことが必要である。

・ 大学あるいは学部・学科としての教育目標を明確に示し、その目標実現のための授業科目の開設及びカリキュラムの編成を行い、各教員はその趣旨に沿った授業内容・方法を決定するという一連の取組が必要である。

* 大学団体や学協会等において大学教員の教育能力向上のための研究・研修プログラムの研究開発を進める。

* 効果的なシラバスの活用が重要である：履修する学生を

対象として、毎回の授業を迎えるに当たって…文献の

提示等準備学習の支持や成績評価基準等を示したシラバスを作成することが重要である。

* マルチメディア機器の活用による授業方法の改善、コンピュータ・ネットワークを活用した授業に対する学生の質問等の受付や教材提供など学生の授業外における学習促進のためのパソコン等の活用、ビデオを活用した授業参観によるFDなど、推進が望まれる。

更に、「教育活動の評価の実施」としての提言の要約を以下に示す。

* 自己点検・評価や学生による授業評価の実施など様々な機会を通じて、継続的に大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から評価を行うことが重要である。…単位制度の実質化と教育内容の充実を図ることが重要である。

* 評価者、評価の視点、評価項目等

・ 授業の設計と教員の教育責任、成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施、履修科目登録の上限設定と指導等を通じた教育方法の改善を推進するに当たっては、FDと同時に…自己評価を行うあるいは学生の評価や外部の意見を求めていくことによってその実効性を

担保する。

・ 教室における授業と教室外における準備学習・復習の配分や教室外の学習の指示等がシラバスなどによって明示され実行されているか…

・ 教育活動の評価に当たっては、教育内容についても学部教育として適切なものかどうかという視点からの評価を行い…

・ 教養教育に関しては、…教養教育の理念・目標が、教育課程の編成や教育活動の実施において十分考慮されているかという視点からの評価を行う…専門教育についても、将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的要素のある人材、…細分化された専門だけではなく学生が幅広い視野を持ち得るような教育を施すことに十分な配慮がなされているかどうかについて評価を行うことが必要である。

・ 優れた教育活動を行っている教員の顕彰

大学審議会は、教育活動とその周辺に位置する重要な項目を提示しているにも係わらず、設置基準を見る限り、FDは大学授業改善という点だけを強調している。現在もそうだが、義務化になってもFD活動の範囲を授業のみに限定するなら、大学教育全体に影響する展開は期待できな

いであろう。他の重要な改革すべき事項が停滞してしまう
危惧は拭えない。

今後のFD活動内容提案と再定義

設置基準では「大学は、当該大学の授業の内容及び方法
の改善を図る」とあるが、その内容及び方法という文言を
素直に拡大解釈すると、更なる展開内容を読み取ることが
可能である。

授業と有機的に関連づけられる活動として次のような項
目をあげることができる。あえて研究・研修の優先順位を
設けて提示したい。まずは、教育機関の教員組織として、
教育機関としての設置理由と目的である「大学の理念・目
標」に関するワークショップ、続いて大学、学部、学科の
カリキュラム精査と改革、シラバス提示、成績評価、学生
による授業評価、授業形態による教授法等はFD活動の重
要な研究・研修項目であることを認識すべきである。それ
ぞれの項目の重要性及び内容を整理することで今後のFD
再定義に資するために提示する。

(一) 大学の理念・目的を理解することで、教育活動の原
点を確認することから、教育・研究の方向性を修正かつ

確定できる。もちろん、教育機関としての使命(ミッショ
ン)は時代の要請及び社会動向により変化すべきである。
(二) カリキュラム改革は(一)の動向を見極めて常に精
査すべきである。履修モデルの提示や履修指導の研究・
研修も重要である。

(三) シラバス提示とは、履修要綱とは異なり授業細目で
ある。記載すべき項目は九八年の大学審議会答申で記述
されている内容そのものである。このシラバスには単位
制度の実質化を担保する内容を明記する必要がある。重
要課題である「単位の空洞化」の是正を真摯に受け止め
研究する必要がある。一単位の意味と重みを全学挙げて
組織的に理解すべきで、方法の一つとして全学シラバス
研究委員会を設置し精査するが、学生も委員として参加
させることも一考に値する。

(四) 成績評価については、個々の教員は厳格公平さをモツ
トに努力していることは否定できない。問題は、学内
でも評価方法にばらつきがあることであり、学内外から
疑問や批判も少なくない。特に、海外の大学から評価に
対する信用性が低いとの声もある。やはり、大衆化時代
の大学の現状を鑑みて、相対及び絶対評価方式も含めて
信頼における評価方法を全学的に構築する時期にきてい

るのではないだろうか。

(五) 学生による授業評価については、設置基準の「授業
改善」という文言からFDの中心に位置づけられたこと
により、FD活動の範囲を狭く設定されてきたといえる。
しかしながら、現状ではユニバーサル・アクセスの段階
にある大学教育の評価であることを念頭に置くことから
始める。そして学生の理解や引きつける授業展開構築と
いう新段階の責務であるとの再定義が可能になる。更な
る展開として、評価結果は学内外に公表する時期も迫っ
てきていることも認識すべきである。当然ながら、教員
の勤務評定につながるとの警戒感はなかなか払拭できな
いが、結果的には教員評価(特に、テニユアへの試金石)
につながり、更には何らかの形で学外や社会から評価を
受けることになる準備はしておくべきである。

(六) 授業形態による教授法に関しては、大学の設置形態・
ミッションによって多少異なるが、大学における教員の
主たる仕事は「教育」であることを認識することである。
授業形態によって教授方法は異なることから、研究・研
修の価値は十分にあると確信している。特に若手教員に
対する支援体制は有意義である。余談ではあるが、現在
の大学院課程では大学における教育者養成としての機能

はなく、ましてや教授法に関する指導も皆無であるこ
とから、この活動を積極的に進めるべきである。

まとめと補足的提言

義務化への動きは止められないことから、大学を大衆化
時代の高等教育学校と位置づけることで、カリキュラ
ムや教授法への新たな展開が期待できる。更に、設置基準
の文言も拡大解釈し、活動事項の優先順位を設定すること
で、各大学の特色または独自性のあるFD展開を試みる必
要がある。FDとSDの合同活動展開も是非考慮に入れて、
システムの構築を期待したい。

- 最後に補足的にFD活動としての重要事項を列挙してみ
たい。FD発展に資する所は少なくないと確信している。
- ・単位の空洞化への対策：単位制度の再確認と実践
- ・単位を認識したシラバス作成：教室外の学習確保
- ・学期制の見直し：夏学期(セッション)や九月新年度制
- ・成績評価表記の見直し：グローバル的標準への意識
- ・大学教員にとって、教育そのものが公的活動であり、研
究活動は私的活動である。
- ・研究費の使用目的：授業内容及び展開向上への流用は不

可とする矛盾

- ・ 研究業績最優先：採用、昇任人事等の矛盾
- ・ 学士課程教育段階のレポート・論文及び卒業論文指導
- ・ 大学院課程教育段階の論文指導の統一認識（修士、前期課程）
- ・ 大学課程における教授法（博士・後期課程）